規則名	理	由	要旨
奈良県立高等学校等職及び奈良県県費負担教職の標準的な職を定める規	員な職の均衡を図る	る必要が生 の改正をし である。	1 改正内容 学校事務職員及び学校栄養職員等の職制上の段階に応じた標準的な職について整備する。 (第1条関係) 2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の

一部を改正する規則(案)

二十八年奈良県教育委員会規則第十一号) 奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員 \mathcal{O} 部を次 0 \mathcal{O} 標準的 ように改正する。 な職を定め る規則 (平成

第四号までに規定する職及び同項第九号に規定する学校司書 第一条の 表一の項中 「第六号までに規定する職及び同項第 八号に規定する主事」 (行政職給料表の適用を受

けて V) る者でその属する職務の 級が四級であるものに限る。 \sqsubseteq に、 事務職員

を 係長 に、 「規則第三十一条の六第一 項第九号に規定する学校司書」

定する主事、 を「規則第三十 同項第九号に規定する学校司書 一条の六第一項第五号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規 (行政職給料表の適用を受け ている者でそ

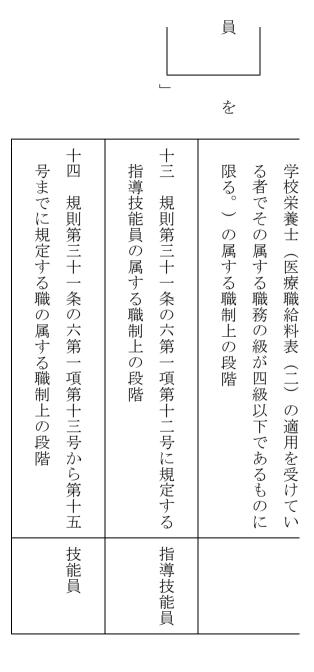
の属する職務の級が三級以下であるも \mathcal{O} に限る。 に、 学校司 書 を 主

事 に改め、 「学校栄養士」 の下に \neg (医療職給料表 $\stackrel{\frown}{=}$ の適用を受けて

いる者でその属する職務の級が五級であるものに限る。 _ を加え、

 2、
 学校栄養職

を 係長 <u>+</u> に、 規則第三十一条の六第一 十 二 十五号までに規定する職 規則第三十一条の六第一項第十二号か 項第十 号に規定する の属する職制上 技師 一の段階 ら第 技能



に改める。

同条の表二の 項中 「事務職員 \mathcal{O} を 「事務職員 (行政職給料表の適用を受けている者

でその属する職務の級が四級であるもの に限る。 に、 事務職 員 を

 (保長
 に、
 用する第三

 七 法第三十

規定により置かれる学校栄養職員の属する職制用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の法第三十七条第二項、第四十九条において準

員

学校栄養職

上の段階規定により置かれる学校栄養職員の属する職制

七 法第三十七条第一項、第四十九条において準規定する事務職員(行政職給料表の適用を受け規定する事務職員(行政職給料表の適用を受ける第三十七条第一項及び第六十条第一項に

八 法第三十七条第二項、第四十九条において準

を

務の級が五級であるものに限る。)の属する職裁により置かれる学校栄養職員(医療職給料規定により置かれる学校栄養職員(医療職給料

法第三十七条第二項、第四十九条において準 別定により置かれる学校栄養職員(医療職給料 規定により置かれる学校栄養職員(医療職給料 表(二)の適用を受けている者でその属する職 会により置かれる学校栄養職員(医療職給料 が四級以下であるものに限る。)の属する職制上の段階

九

制上の段階

に改める。

行う職務	(職務に係る標準的な職) (職務に係る標準的な職) 学校に勤務する職員(以下「県立学校職員という。)並びに市町村立学校職員給与負担という。)並びに市町村立学校職員給与負担及び第二条に規定する職員(以下「県立学校職員」という。)の地方公務員法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条大五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる出場に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げるとおりとする。	改 正 案
行う職務 九 法第四十九条 において準用する第三十七条第一項、第六十条 第八十二条において準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 において準用する第	(職務に係る標準的な職) (職務に係る標準的な職) (職務に係る標準的な職) (職務に係る標準的な職員(以下「県立学校職員) という。) がびに市町村立学校職員給与負担及び第二条に規定する職員(以下「県立学校職員) という。) がびに市町村立学校職員給与負担という。) がびに市町村立学校職員給与負担という。) が地方公務員法(昭和二十三年法律第二百六十一号)第十五条の二第十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げると記述が、高等学校及び特別支援を記述が、高等学校及び特別支援を対している。	現

十 法第四十九条 において準用する第三十七条第一項、第六十条 第一項並びに第 がて準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 で第八十二条におい が第八十二条におい が第八十二条におい	おいて準用する 第六十条第一項 に規定する事務 間第三十一条の に規定する事務 に規定する学校司 でのに限る。)の 属する職務の級 のに限る。)の 属する職務の級 のに限る。)の	改正案
十 法第四十九条 学校司書 において準用する第三十七条第 一項、第六十条 第一項並びに第 八十二条におい で準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 いて準用する第二 で第八十二条におい で第八十二条におい で第八十二条におい	おいて準用する 職員のうち、規 に規定する事務 に規定する事務 に規定する主事の 及階 と関連する主事の の に規定する主事の	現

十二 一条の 一項 一条の 一項 一項 一項 一項 一条の 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一頁 上 上 技師 上 上 上 上 上 上 上 上 上	おいて準用する 案
十二 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現現行

高 第 が 担 方 教 県 う 職 費 職 負	
大 (三) の	改 正 案
係長 略長 技員 指導技能員 技能員	一 米
→	
ろうでは、 一 行教県 う職費 職員負	
大	
事 務 職 員	

務 で を 表 員 れ 規 六 条 用 九 第 上) る が 属 て 表 員 規 六 条 用 九 第 段 属 の が 属 て の そ 受 (る 定 十 第 す 条 二 法 階 す に 四 す い 級 の け 二 医 学 に 条 二 る に 項 第 段 属 の 級 る る 適 行 す 条 る に 項 第 る 限 級 る る	改正案
の る 定 十 第 す 条 二 法 段 属 学 に 条 二 る に 項 第 階 す 校 よ 第 項 第 本 次 三 階 り 二 及 三 い 第 十 職 養 置 項 び 十 て 四 七	現
制 職 か の 第 七 準 十 条 員 学 校 栄 養 職	行

あるものに限る 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	改 正 案
	現行